

2019年度

さいたま市立桜山中中学校部活動に係る活動方針

2019年4月

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、桜山中学校の学校教育目標「学べ 磨け 輝け」を具現化するうえで大変意義ある教育活動の一つである。

桜山中学校部活動に係る方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指す。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。また、教職員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っている。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

- ① 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。
- ② 校長は、活動方針及び上記アの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から部活動の円滑な実施に努める。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として部活動における適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導し、必要に応じて是正の指示をする。
- ④ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成

29年12月26日文科科学大臣決定)及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動休養日の設定について

- (1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。
 - ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。(1年間を35週とした場合の年間休養日の日数は70日となる。)
 - ② さいたま市新人体育大会及びさいたま市学校総合体育大会実施月とその前月は試合期とし、週休日等に連続して活動することを認める。各種コンクール前の文化部についても同様とする。(具体的な大会日程等については別紙参照)
 - ③ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、休養期間とする。
 - ④ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。
- (3) 休養日の設定に当たっては、生徒の実態や保護者の要望なども考慮しながら設定する。
また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。
- (4) さいたま市部活動ガイドラインに沿い、本校では原則として以下のように休養日を設定する。
 - ① 長期休業期間中を除く平日について
 - ア 生徒会専門委員会実施日
 - イ 儀式的行事実施日(始業式を除く)
 - ウ その他の行事等により「部活なし」となっている日
 - エ 職員会議や研修会等、会議等が放課後の会議が予定されている日
(その他教職員による指導時間の確保が難しい日)
 - オ 原則水曜日(ノー残業デー)
 - カ 上記オに関して、体育館での活動が中心の部活動については、体育館使用ローテーションを考慮し休養日を設定する。
 - ② 週休日について
土曜日、日曜日、祝日については、各部活動ごとに設定し教頭に報告する。
(報告は月の活動予定表をもってする。)
 - ③ 長期休業中について
長期休業中は、上記①、②の範囲内で、各部活動で設定する。
 - ④ その他

5 部活動 活動計画

(1) 部活動の数

次の部活動を設置する

令和元年5月1日現在

部活動名	生徒数	
軟式野球（男子）	7	
サッカー（男子）	29	
陸上競技（男子）	16	
陸上競技（女子）	5	
ソフトテニス（女子）	24	
バスケットボール（女子）	10	
卓球（男子）	12	
卓球（女子）	4	
剣道（男子）	13	
剣道（女子）	0	
吹奏楽（男女）	32	
生活（男女）	3	

(2) 活動日時

① 平日

- ・活動曜日 月・火・水・木・金（1日以上 of 休養日を設定する。）
- ・活動時間

月	活動時間	下校時間	月	活動時間	下校時間
4	16:00～17:45	18:00	10	16:00～17:30	17:00
5	16:00～17:45	18:00	11	16:00～17:15	17:00
6	16:00～17:45	18:00	12	16:00～16:30	16:45
7	16:00～17:45	18:00	1	16:00～16:45	17:00
8	16:00～17:45	18:00	2	16:00～17:15	17:30
9	16:00～17:45	18:00	3	16:00～17:30	17:45

② 休日

土曜日、日曜日のうちいずれかで、1日以上 of 休養日を設定する。

③ 長期休業中

学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休養期間とし、原則として部活動を行わない。

④ その他

部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、4（1）の休養日数と同数以上になるように設定する。